

令和7年度宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の取扱基準

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成25年告示第24号)における市長が別に定める基準等の取り扱いの詳細は、次のとおりとする。

【自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】、【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業】の取扱いについては、募集開始後に改めて示す)

1. 対象事業の詳細

【自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】	住宅用太陽光発電システム(増設は補助対象としない。)	(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの 確認書類 「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」(電力会社)、 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)
	(2) 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの ① 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、国際電気標準会議(IEC)等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。) 確認書類 「電力購入契約申込書兼系統連系に関する申込書(低圧)」(電力会社) ② パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。) 確認書類 「検査成績書」(メーカー)、カタログ(メーカー)	
	(3) 次の性能を満たし、かつ、一定の品質、性能が一定期間確保されているシステムであるもの ① 太陽電池モジュールの変換効率が、別表1に定める値以上であるもの 確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省) ② 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの 確認書類 「認証書」(JET) ③ 性能保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの 確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)	
	(4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは、未使用品であるもの(移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外) 確認書類 「出力対比表」(メーカー)	
	(5) 次の要件を満たすこと ①リース契約により導入するものでないこと ②各種法令等に準拠した設備であること ③商用化されている設備で、かつ、中古設備でないこと ④他の補助金の交付を受けていないこと	
住宅用蓄電システム	住宅用蓄電システムについて、次の条件を全て満たす住宅用蓄電システムであること。 (1) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの 確認書類 「カタログ(メーカー)」	

2. 補助対象経費

補助対象経費は別表2に掲げる費用とする。ただし、次に掲げる要件は補助対象外経費とする。

- (1) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (2) 過剰な設備、予備用の設備、補助対象事業以外において使用することを目的としたもの
- (3) 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- (4) 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (5) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用
- (6) 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他ランニング費用
- (7) 経理処理上、補助対象経費とすることが適さないもの

3. 申請時期等

申請時期	<p>【自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】</p> <p>住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を締結した日から起算して6月以内とする。ただし、本事業とあわせて、住宅用高効率給湯設備設置事業を行う場合は、住宅用高効率給湯設備設置事業の申請時期によるものとする。</p>
------	--

別表1

変換効率

太陽電池の種類	太陽電池モジュールの変換効率基準
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

別表2

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限る。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度、農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。

		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))</p>
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事(補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及び試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>

※ 住宅用蓄電システムと併用しているパワーコンディショナを設置する場合、蓄電システムに寄与する部分を蓄電システム分として計上し、太陽光発電システムに寄与する部分は、太陽光発電システム分として計上する。